

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-3
処分の種類	特定物質に関する事故時の措置命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第17条第3項			
処分の概要	特定物質を発生する工場等から事故等により特定物質が大気中に多量に排出された時、事故の拡大、防止のための措置を設置者に命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第17条第3項 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			